

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

令和6年度稼げる地域観光支援事業コーディネート事務局業務について、次のとおり公募型プロポーザルを執行するので公告する。プロポーザルに参加を希望する者は、関係書類を作成の上、提出されたい。

令和6年4月19日

茨城県知事 大井川 和彦

1 業務の概要

(1) 業務名 令和6年度稼げる地域観光支援事業コーディネート事務局業務

(2) 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響で低迷した観光需要については、国内外ともに回復傾向にあるものの、本県観光の持続的な発展に向け、アフターコロナにおけるインバウンドや富裕層の観光需要を効果的に取り込む必要がある。

そこで、茨城県では、観光需要を効果的に観光地へ取り込み、地域の「稼ぐ力」を向上させるため、本県観光のフラッグシップとなり得るコンテンツやエリアの開発・高付加価値化等の支援を実施するに当たり、専門性の高い業務を効率的に進めるためコーディネート事務局を設置する。

(3) 業務内容 別添仕様書のとおり

(4) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ① 本事業に対する基本的な考え方、取り組み方針
- ② 別添仕様書「5 業務内容」の具体案
- ③ 業務の実施体制
- ④ 業務の実施スケジュール
- ⑤ 事業者の自主的な提案

(5) 業務期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

(6) 委託費の上限額 29,999,200円（消費税及び地方消費税を含む）

※なお、この金額は、事業内容の規模を示すものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

2 担当部署（提出・問合せ先）

茨城県 営業戦略部 観光戦略課 観光基盤担当 目黒

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6（県庁舎4階）

TEL 029-301-3622 FAX 029-301-3629 E-mail kanbutsu2@pref.ibaraki.lg.jp

3 予定される実施スケジュール

内容	日程及び期限
プロポーザルの公告	令和6年4月19日（金）

質問受付期限	令和6年5月2日(木)15時
質問に対する回答	令和6年5月7日(火)
企画提案書などの提出締切	令和6年5月10日(金)17時
審査(プレゼンテーション)	令和6年5月15日(木)(予定)
選定結果通知、受託候補者と委託契約の協議開始	令和6年5月20日(月)以降(予定)
契約締結、業務開始	令和6年5月22日(水)以降(予定)

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

5 公募内容に対する質問

- (1) 期 間 令和6年4月19日(金)から令和6年5月2日(木)15時まで
- (2) 受付方法 電子メールにて受け付ける。(提出先は前記2参照)

※電子メール送信後は、必ず電話により受信確認をすること。

- (3) 質問内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限る。

(他の事業者からの参加表明、企画提案書の提出状況等には回答しない。)

- (4) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年5月7日(火)に質問者に対し電子メールにより回答する。なお、質問内容によっては、当該日以前又は以降に回答する場合がある。

また、回答した内容は本県ホームページ上で公開する。

6 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出締切 令和6年5月10日(金)17時 必着
- (2) 提出方法 電子メール(提出先は前記2参照)

※電子メール送信後は、必ず電話により受信確認をすること。

(3) 提出書類

- ①企画提案提出書（様式第1号）
- ②資格要件に関する申立書（様式第2号）
- ③企画書（任意様式）

企画書は1冊の資料としてまとめ、無記名のもの（社名部分を隠したもの）、社名を記載したものを提出すること。

④見積書（任意様式）

見積書は、無記名のもの（社名部分を隠したもの）、社名を記載したものを提出すること。なお、無記名のものについては、③企画書に添付すること。

⑤事業実績書（任意様式）

⑥会社概要又は会社概要パンフレット

(4) 留意事項

- ・ 提出メールには、①代表者名、②所属先、③連絡先（担当者名、電話、メールアドレス）を明記すること。
- ・ 提出書類は、全てのファイル合わせて、原則、10MB 以下に収めること。

7 審査方法等

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、以下の基準に基づき、プレゼンテーションによる審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

ただし、提案者が6者以上あった際は、書面による審査委員会審査を行い、上位5者をプレゼンテーションによる審査の対象とする。書面による審査後、提案者へ結果を通知する。

また、プレゼンテーションによる審査対象者のプレゼンテーション順は、事務局によるくじ引きで決定し、審査前日までに通知する。

なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 評価項目・配点

審査は委員1人あたり250点を満点とし、次のように評価項目別に配点する。

評価項目及び内容			配点	
1	実施方針	業務理解度	20点	
2	業務内容に関する提案	全体	提案内容全体の整合性	20点
		統計データやマーケティングによる仮説の設定	的確性	20点
			実現性	
採択方針の決定	独創性	20点		

	事業の選定 (評価基準の整理・精査、手法、視点など)	的確性 実現性	20点
	事業の進捗管理		20点
	効果調査・分析		20点
	国内コンテンツ、インバウンドへの知見等	的確性 実現性 独創性	20点
	事業化に向けた伴走支援		20点
	翌年度以降の自走化に向けた支援		20点
	自主提案		10点
3 実施体制 (職員配置や体制の考え方、スケジュール)	適切性 実現性	20点	
4 同種業務の実績	実績内容	10点	
5 参考見積	妥当性	10点	

(3) 評価点数

評価項目ごとに5段階で評価を行い、それぞれ対応する点数を設け、当該項目の得点とする。

評価	配点	
	20点	10点
特に優秀	20点	10点
優秀	16点	8点
普通	12点	6点
やや劣る	8点	4点
劣る	4点	2点

8 説明書の交付

- (1) 交付期間 令和6年4月19日(金)から5月10日(金)17時まで
(茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)第1条に規定する県の休日及び正午から午後1時までの時間を除く。)
- (2) 交付場所 茨城県物品役務入札情報サービス及び本県ホームページ

9 契約

上記に基づき選定した事業者から再度見積書を徴し、見積金額が茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第146条の規定に基づき作成する予定価格の制限の範囲内であった場合において、委託契約締結を行う。なお、採用案については、必要に応じて修正等を行う場合がある。

10 その他の留意事項

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類は返却しない。なお、審査以外には提出者に無断で使用しない。

- (3) 書類の作成、提出等プロポーザル参加に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。

(様式第1号)

企 画 提 案 提 出 書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(営業戦略部観光戦略課扱い)

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

令和6年度稼げる地域観光支援事業コーディネート事務局業務を受託したいので、
別添のとおり関係書類を提出します。

記載責任者及び連絡先

(ふりがな) 氏 名	
担 当 部 署	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
Eメールアドレス	

(様式第2号)

資 格 要 件 に 係 る 申 立 書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(営業戦略部観光戦略課扱い)

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

茨城県が実施する令和6年度稼げる地域観光支援事業コーディネーター事務局業務の企画提案競争の参加に要求される下記の資格要件をすべて満たしていることを申し立てます。

記

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。